

公益/一般社団法人の監事の権限・義務

今回は、公益/一般社団法人の監事の権限、そして義務について概説する。

(ポイント)

- 監事の役割
- 監事の権限
- 監事の義務

1. 監事の役割

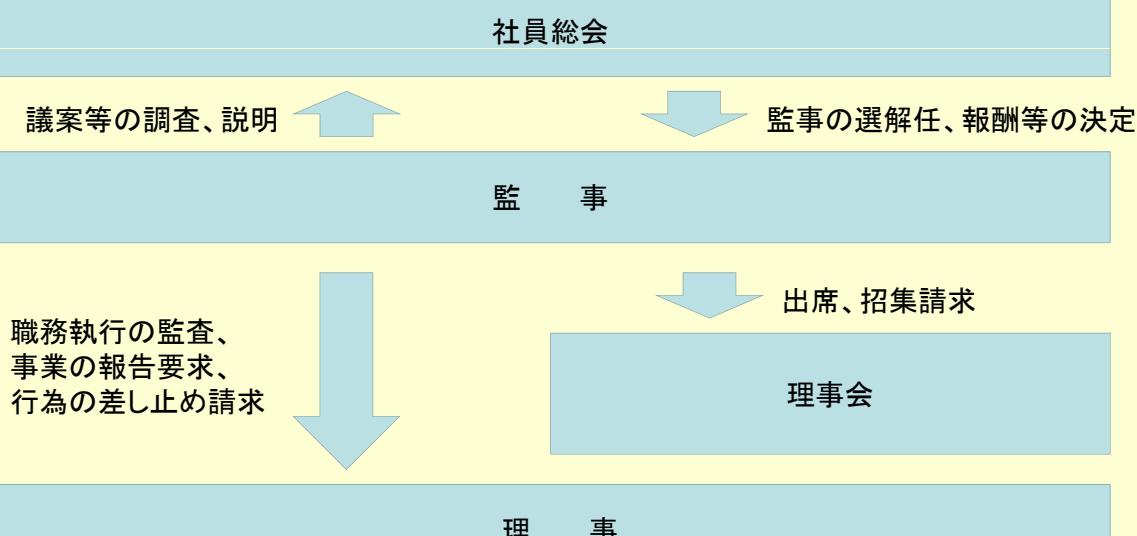
監事は理事の職務の執行および計算書類・事業報告・附属明細書を監査し、監査の結果について監査報告を作成する。理事会非設置法人は監事の設置は任意だが、理事会や会計監査人の設置の場合は必須の機関となる。また、公益社団法人では理事会設置が義務付けられ、監事も設置することが必要である。一般法では監事の職責や役割を重く捉えていて、その地位強化を図る。なお監事の任期は原則として4年である（定款により2年まで短縮可能）。

2. 監事の権限

理事、使用人、法人の子法人に対して事業の報告を求め、業務・財産の状況の調査ができる（その子法人に正当な理由がある場合を除く）。また、招集権者に理事会の招集を請求することができるほか、理事会が開催されない場合、自ら理事会を招集することができる。理事が社団法人の目的の範囲外の行為や不法行為等を行って、その社団法人に著しい損害が生ずる可能性があるときは、その理事に対する行為差止請求権がある。

3. 監事の義務

監事は、理事会に出席し、必要があるときに意見陳述することになる。理事の不正行為や法令・定款違反をした場合などに、理事・理事会への報告義務がある。また、理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査して、不正行為または定款違反がある場合には、それを社員総会に報告する。また任務懈怠等による法人、悪意または重過失による第三者への損害賠償責任がある。



（裏面に続く）



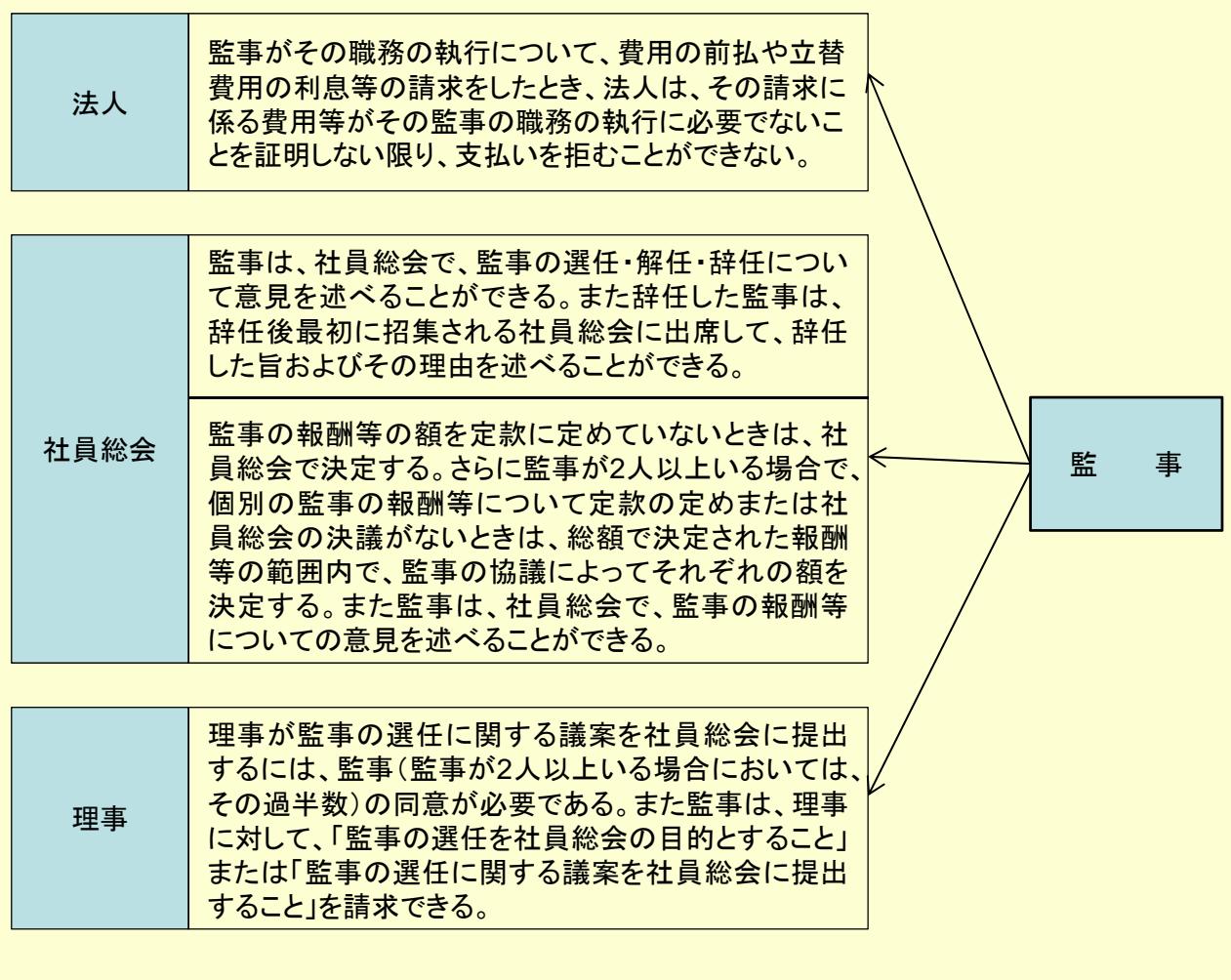
朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

公益/一般社団法人の監事の権限・義務

監事の立場を強化するための法律



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益法人とICT>

従来から使われているITに代わる言葉として、ITにコミュニケーションの要素を含めて、ICTという言葉を耳にする。ICTとは「情報通信技術」の略である。このICTを活用した取り組みが教育、福祉、医療、農業、畜産、災害対策など様々な現場で行われている。例えば、医療関係では医師、看護師、薬剤師などの間で随時コミュニケーションをとることができるシステムや災害時バックアップシステムに活用されている。教育関係では連絡事項や授業などでタブレットが導入されている。畜産関係でいえば、遠隔で牛舎全体を監視するウェブカメラや仔牛の体温から健康状態を把握する赤外線カメラが設置され、牛舎から離れた場所でもタブレット端末などで雌牛の状態が確認されている。通信環境やハードウェアなどの急速な発展に対応してICTの技術革新はめざましく、今後も様々な分野での期待される。既にITCを活用ないし検討されている公益/一般法人もあるが、より効果的・効率的な運営を行活用うため、ITC活用を事業活動上で考慮すべき時代が来ているのだ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。